

# 〇〇〇〇リース契約書

(目的及び物件)

第1条 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地株式会社〇〇〇〇リース (以下「乙」という) は、  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇〇〇商事株式会社 (以下「甲」という) が指定  
する〇〇〇〇 (以下「売主」という) から、下記の〇〇〇1台 (以下「リース物  
件」という) を購入して、甲に貸与 (リース) します。

記

- 1 製造者 X社
- 2 型式 〇〇〇〇
- 3 〇〇年製
- 4 特記事項 ( )

(期間及び更新)

第2条 乙が甲にリース物件を貸与する期間 (以下「リース期間」という) は、甲が売  
主からリース物件の引渡を受けた日から3年間とします。

- 2 本リース契約のリース期間内は、解約できません。
- 3 本リース契約は、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が異議を述べないときは、  
1年間、自動的に更新されるものとします。
- 4 契約期間の満了後も、甲が乙にリース物件の返還を完了するまで、リース契約  
は継続するものとします。

(物件の引渡及び検査)

第3条 甲は、売主から引渡を受けた後、直ちに引渡を受けた物の性状を検査するもの  
とします。

- 2 前項の検査の結果、何らかの問題があった場合 (第1条に定める物件と異なる  
仕様の物品が納入された場合を含みます)、甲は直ちに売主に通知し、かつ、引渡  
を受けてから1週間以内に、書面をもって乙に通知するものとします。この場合、  
甲は、売主のために善良なる注意者の管理義務をもって引渡された物を保管する  
ものとします。
- 3 前項の通知がない場合、リース物件は、完全な状態で引渡されたものとみなさ  
れます。

(物件の瑕疵)

第4条 売主による物件の引渡が遅延し、又は物件に前条第1項に定める検査によって  
発見されなかった瑕疵があった場合でも、乙は、その責任を負いません。

- 2 前項の場合、補修、引換え又は損害賠償等の問題は、甲が売主との間で解決す  
ることとし、乙は必要に応じて解決に協力するものとします。

3 第1項の場合、本リース契約は影響を受けません。

(物件の使用及び保管)

第5条 甲は、リース物件を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でを使用することとし、乙の書面による同意がない限り、移動してはならないものとします。

2 リース物件が完全な状態で引渡された場合、甲は、乙のために善良なる注意者の管理義務をもってリース物件を保管し、使用及び保管に関する製造者及び売主の指示を守り、法令を遵守するものとします。

3 乙は、いつでもリース物件の保管及び使用の状況を検査でき、甲は、検査に協力しなければならないものとします。

4 リース物件の保管又は使用等に関連して第三者に損害を与えた場合、甲が損害を賠償することとします。

(公租公課)

第6条 リース物件に関する公訴公課は、甲の負担とします。

(所有権の表示)

第7条 乙は、リース物件に、乙の所有するリース物件である旨を表示することができるものとします。

(使用目的)

第8条 甲は、リース物件を、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の目的にのみ使用し、その他の目的のために用いないこととします。

(リース料)

第9条 甲は、乙に対し、月額金〇〇〇〇円のリース料を乙の指定する方法により送金して支払います。

(前払いリース料)

第10条 甲は、乙に対し、前払リース料〇〇〇〇円を支払うものとします。

2 前項に定める前払リース料は、無利息とします。

3 残リース料の合計が前払リース料の金額以下となった場合、前払リース料は、次回リース料の支払期日から最終支払期日まで、各支払期日が到来したときに、当該リース料に自動的に充当します。

4 前項の場合を除き、甲は、前払リース料をもって乙に対する債務を免れることはできません。

5 乙は、甲に対するすべての金銭債権について、前払リース料を充当することができるものとします。

(善管注意義務)

第11条 乙は、リース物件を本来の用法に従って使用し、善良なる管理者の注意義務をもって管理することとし、リース物件を毀損し、又は価値を減少させることの無いよう努めなければなりません。

(譲渡・転貸等の禁止)

第12条 甲が、リース物件を第三者に譲渡し、又は転貸したり使用させることはできないものとします。

2 甲は、本リース契約上の権利を第三者に譲渡することはできないものとします。

(保険加入)

第13条 乙は、第2条第1項に定めるリース期間中（更新された場合の更新期間は含みません）、リース物件についてリース期間を保険期間とする動産総合保険契約を締結します。

2 甲は、保険事故が発生した場合、直ちに乙に書面で通知し、書類の作成・交付等、保険金の請求及び受領のために必要な行為について乙に協力するものとします。

(リース物件の滅失・毀損)

第14条 甲は、リース物件の引渡後、返還までの間に、リース物件が紛失、盗難、火災又は風水害等によって滅失（修理が不能又は著しく困難な場合を含みます）又は毀損した場合も、本契約上の債務を履行するものとします。ただし、リース物件の滅失又は毀損が乙の責めに帰すべき場合は、この限りではありません。

2 前項の場合、甲は、第2条第2項の規定にかかわらず、リース料残額を現金で支払って本契約を終了させることができます。

3 本条第1項の場合において乙が保険金を受領したときは、リース物件が滅失していれば保険金をリース料残額に充当し、毀損した場合は、保険金を甲に支払います。

(修理費等)

第15条 リース物件の修理や改良は、甲が自らの費用で行うものとします。

2 甲が、リース物件を改良するなど現状を変更するには、乙の書面による事前の同意を要するものとします。

(期限の利益喪失)

第16条 甲は、次の各号の場合、何らの通知催告がなくても期限の利益を失い、残リース料全額を直ちに乙に支払うものとします。

① 本契約に基づく債務の履行を1回でも怠ったとき

② 支払いを停止し、又は手形交換所の不渡処分を受けたとき

③ 甲の債権者によって、差押、仮差押、仮処分など強制執行又は保全手続の申立てがなされたとき

④ 破産、民事再生、会社更生若しくは会社整理の申立てがなされたとき

⑤ 営業を休廃止し、又は解散の決議がなされたとき

⑥ その他甲の信用が著しく悪化したとき

(無催告解除)

第17条 甲に本契約に基づく債務の不履行があった場合、乙は、何らの催告を要せずに本契約を解除できるものとします。

(損害賠償額の予定)

第18条 前条の規定により乙が本リース契約を解除した場合は、残リース料相当額を損害賠償額とします。

- 2 乙が返還されたリース物件を売却した場合は、売却代金から売却費用を控除した金額を前項の損害賠償額から控除します。

(遅延損害金)

第19条 甲が本契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、年〇.〇%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

(リース物件の返還)

第20条 リース期間が満了し、又は本リース契約が解除された場合、乙は、リース物件を自ら引上げ、又は乙に対して引渡を求めることができるものとします。

- 2 前項の場合において、乙が甲に引渡を求めたときは、乙は自らの費用で、甲が指定する場所にリース物件を持参するものとします。

(第三者による強制執行)

第21条 甲は、第三者がリース物件に対して差押え又は仮差押え等の執行をしようとする場合、その他第三者がリース物件に対する権利を主張する場合、本契約書を示すなどしてリース物件の所有権が乙にあることを説明しなければならず、その場合は直ちに乙に通知するものとします。

- 2 リース物件に対して甲の債権者等が強制執行手続をとった場合、前項の説明の有無にかかわらず、乙は、甲に対し、執行の取消のために要する費用を請求することができるものとします。

(必要費・有益費の償還)

第22条 甲は、乙に対し、リース物件の必要費及び有益費の償還を請求できないものとします。

(通知・説明義務)

第23条 甲は、住所、氏名、商号、本店所在地又は代表者等、重要事項に変更があった場合は、直ちに書面により乙に通知するものとします。

- 2 前項の通知がなく、乙からの通知等が到着せず、又は遅れて到着した場合は、通常到着すべき時期に到着したものとみなします。
- 3 甲は、乙の要請があった場合は、その事業の状況を説明し、関係書類の写しを交付するものとします。

(連帯保証人)

第24条 連帯保証人〇〇〇〇 (以下丙という) は、本リース契約に基づく甲の乙に対する一切の債務について、甲と連帯して保証します。

2 本契約書に定める条項は、その性質上準用できないものを除き、丙にも準用されます。

(公正証書)

第25条 甲及び丙は、乙の要請があったときは、甲の費用で、強制執行認諾条項付きの公正証書を作成することに応じなければならないものとします。

(合意管轄裁判所)

第26条 乙の本社又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を本リース契約及び連帯保証契約の合意管轄裁判所とします。

上記契約の成立を証するため、本契約書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

貸主 (乙) 所在地

株式会社〇〇〇〇リース

代表取締役 △ △ △ △ ⑩

借主 (甲) 所在地

〇〇〇〇商事株式会社

代表取締役 □ □ □ □ ⑩

連帯保証人 (丙) 住所

〇 〇 〇 〇

⑩